

様式第3 主要な配賦対象の費用項目

主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用(単位:円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費				
減価償却費				
通信設備使用料				

(記載上の注意)

[1~3 略]

4 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比(固定資産の取得価額を用いて算出したものに限る。)を記載する場合には、当該固定資産価額比の算出に用いた無形固定資産の取得価額の総額を欄外に記載すること。

5 「当該費用項目の配賦基準」の欄に固定資産価額比を記載し、当該固定資産価額比の算出において一部の固定資産のみを用いる場合には、当該算出に用いた固定資産に係る固定資産区分名又は固定資産項目名を「当該費用項目の配賦基準」の欄に記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重と線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、令和七年三月三十一日に終了する事業年度に係る配賦整理書(同令第五条に規定する配賦整理書をいう。)から適用する。

○厚生労働省令第五十八号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第三十二号)の一部の施行に伴い、並びに労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条第一項、消費生活共同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第五十条の十四、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第一百十号、国民年金基金令(平成二年政令第三百四号)第三十条第一項第四号及び第五号並びに確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)第四十四条第二号口の規定に基づき、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年四月二十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(労働基準法施行規則の一部改正)

第一条 労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第七条の二 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によること ができる。ただし、第三号に掲げる方法による場合には、当該労働者が第一号又は第二号に掲 げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、 第三号イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得 なければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>第七条の二 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によること ができる。ただし、第三号に掲げる方法による場合には、当該労働者が第一号又は第二号に掲 げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、 第三号イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得 なければならない。</p> <p>一 (略)</p>

様式第3 [同左]

主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用(単位:円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費				
減価償却費				

(記載上の注意)

[1~3 同左]

[新設]

[新設]

<p><b>第五條</b> 基金の資産の保管は、次の各号に定めるところにより行われなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券は、銀行、信託会社(法第二百二十八条第三項に規定する信託会社をいう。以下同じ。)、信託業務を営む金融機関若しくは金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者(同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の二第九項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。))に限る。に保護預けをし、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は日本銀行に登録をしなければならない。</p> <p>三 五 (略)</p>	<p>改 正 後</p>	<p><b>第二條</b> 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第二号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)</p> <p>二 当該労働者が指定する金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)以下「金商法」という。))第二号第九項に規定する金融商品取引業者(金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び金商法第二十九条の四の二第九項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。))をいう。以下この号において同じ。))に対する当該労働者の預り金(次の要件を満たすものに限る。))への払込み</p> <p>イ 五 八 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>二 当該労働者が指定する金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)以下「金商法」という。))第二号第九項に規定する金融商品取引業者(金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。))をいう。以下この号において同じ。))に対する当該労働者の預り金(次の要件を満たすものに限る。))への払込み</p> <p>イ 五 八 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>②・③ (略)</p>
<p><b>第五條</b> 基金の資産の保管は、次の各号に定めるところにより行われなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券は、銀行、信託会社(法第二百二十八条第三項に規定する信託会社をいう。以下同じ。)、信託業務を営む金融機関若しくは金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。))に限る。に保護預けをし、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は日本銀行に登録をしなければならない。</p> <p>三 五 (略)</p>	<p>改 正 前</p>	<p><b>第二條</b> 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第二号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)</p> <p>二 当該労働者が指定する組合の資産運用の方法</p> <p><b>第二百一 條</b> 長期共済事業(共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業(責任共済等の事業を除く。))をいう。以下この条及び次条において同じ。))を行う組合(以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。))の財産であつて共済事業に属する資産の運用については法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一 五 八 (略)</p> <p>九 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。))に限る。)、金融商品取引法第二号第三十項に規定する証券金融会社及び短資業者に対する有価証券の貸付け</p> <p>十 五 十二 (略)</p> <p>二 五 四 (略)</p>	<p>二 当該労働者が指定する組合の資産運用の方法</p> <p><b>第二百一 條</b> 長期共済事業(共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業(責任共済等の事業を除く。))をいう。以下この条及び次条において同じ。))を行う組合(以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。))の財産であつて共済事業に属する資産の運用については法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一 五 八 (略)</p> <p>九 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者(同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。))に限る。)、金融商品取引法第二号第三十項に規定する証券金融会社及び短資業者に対する有価証券の貸付け</p> <p>十 五 十二 (略)</p> <p>二 五 四 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

(令第三十条第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等)

第十四条の二 令第三十条第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者）（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人
- 二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の二第九項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）

(有価証券の貸付け)

第十四条の五 (略)

- 2 令第三十条第一項第五号口に規定する厚生労働省令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の二第九項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第四条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(有価証券の貸付け)</p> <p>第七十七条 (略)</p> <p>2 令第四十四条第二号口の厚生労働省令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の二第九項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）</p>	<p>(有価証券の貸付け)</p> <p>第七十七条 (略)</p> <p>2 令第四十四条第二号口の厚生労働省令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）</p>

(傍線部分は改正部分)

附 則

この省令は、令和七年五月一日から施行する。